

指定通所介護・  
指定介護予防通所介護事業所

「デイホーム福祉の里」運営規程

### **(事業の目的)**

第1条 この規程は、有限会社福祉の里(以下「事業所」という。)が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員(以下「生活相談員等」という)が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護サービス(以下「サービス」という。)を提供することを目的とする。

### **(基本方針)**

第2条 利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び心身機能の維持ならびに利用者の家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る。

### **(運営の方針)**

第3条 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示等の趣旨内容に沿ったものとする。

- 2 指定通所介護の事業所では、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所介護事業所では、要支援者又は事業対象者(以下「要支援者等」という。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 6 指定介護予防通所介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 7 事業所の生活相談員等は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、必要とするサービスの提供を図る。
- 8 事業所の生活相談員等は、利用者及びその家族に対し、サービスの内容や提供方法についてわかりやすく説明する。
- 9 事業所の生活相談員等は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 10 事業所の生活相談員等は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 11 前7項のほか、「富山市指定サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年富山市条例47号)」及び「富山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### **(指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービスの一体的運営)**

第4条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスのサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

### (事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ディホーム福祉の里
- (2) 所在地 富山県富山市下新町16番11号

### (従業者の職種、職務の内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員  
看護職員は、健康チェック等を行う事により利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員  
介護職員はサービスの提供にあたり、利用者の心身の状態を的確に把握するとともに、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練等を行う。

### (職員の員数)

第7条 事業に勤務する職員の員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名
- (3) 介護職 2名以上
- (4) 看護師 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職兼務）

### (営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
(休日：日曜日 8月13日～8月15日、12月30日～1月3日)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後4時15分  
※ 但し、家族送迎の場合は個別に相談させていただきます。

### (利用定員)

第9条 指定通所介護と指定介護予防通所介護の利用定員は合わせて次のとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 20名

### (サービスの内容)

第10条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成
- (2) 日常生活動作能力に応じた必要な自立支援および介助  
・排泄の支援、介助

- ・移動の支援、介助
  - ・口腔ケアの支援、介助
  - ・その他の必要な身体支援、身体介助
  - ・養護(休養、休息)
- (3) 健康状態の管理
- (4) ①指定通所介護
- 〔個別機能訓練サービス〕
- ・日常生活動作に関する自立支援および機能訓練
  - ・レクリエーション(屋外・屋内)・脳トレ
  - ・行事的活動
  - ・リハビリ体操・下体操・口腔体操
  - ・個々の趣味活動・サークル活動
- ②指定介護予防通所介護
- 〔運動器機能向上サービス〕
- ・日常生活動作等に必要な運動器機能の向上に関する支援および訓練
  - ・レクリエーション(屋内、屋外)・脳トレ
  - ・行事的活動
  - ・リハビリ体操・嚙下体操・口腔体操
  - ・個別の趣味活動・サークル活動
- (5) 送迎サービス
- (6) 入浴サービス
- (7) 食事サービス
- (8) 各種相談、援助、助言
- ・日常生活動作に関する訓練の相談、援助、助言
  - ・福祉用具の利用に関する相談、援助、助言
  - ・在宅介護に関する相談、援助、助言
  - ・その他日常生活全般に関する相談、援助、助言

### (サービスの利用料等)

第 11 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

但し、次に掲げる内容については、別に料金の支払いを受ける。

- (1) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用した場合、その利用料金は全額利用者負担となる。
- (2) 昼食や飲みもの等にかかる費用 1日800円
- (3) その他、通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。(理美容費、衛生費、おむつ代等は実費)
- (4) 前項のサービス提供においては、事前にご利用者もしくはそのご家族等にサービス内容および費用について説明を行い、同意を得たうえでを行います。また支払いに同意する旨の書面に記名押印を頂きます。

### (事業指定の実施地域)

第 12 条 事業の指定実施地域は次の通り富山市とする。

### (秘密保持義務)

第 13 条 事業所の生活相談員等は、業務上知り得た秘密について、正当な理由なく他に洩らしてはならない。職員でなくなった後も同様である。

### **(苦情処理)**

第 14 条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情には、迅速、適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係調査の実施、改善措置、申告関係者に対する説明、及びその他必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

### **(損害賠償)**

第 15 条 提供したサービスに、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### **(衛生管理等)**

第 16 条 サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的または必要な都度消毒を施す等、常に衛生管理に留意するものとし、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所の生活相談員等は、常に感染症等の知識の習得に努める

### **(緊急時の対応)**

第 17 条 サービスの提供中に、利用者等に緊急事態が生じた時は、原則として、速やかに主治医及びその家族等に連絡する等の処置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

### **(非常災害対策)**

第 18 条 サービスの提供中に、天災、人災等の災害が発生した場合、生活相談員等は利用者の避難等適切な処置を講じる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練等を行う。

### **(虐待の防止のための措置に関する事項)**

第 19 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の従業員への周知徹底
- (2) 虐待の防止のための指針整備
- (3) 従業者への虐待の防止のための研修の定期的（年 1 回）の実施
- (4) 前三号の措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他虐待の防止のために必要な措置

### **(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)**

第 20 条 事業所は、当事業所において感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

### **(業務継続計画の策定等)**

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

### **(身体拘束等の禁止)**

第 22 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### **(職場におけるハラスメントの防止)**

第 23 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### **(利用にあたっての留意事項)**

第 23 条 生活相談員等は、利用者に次の点について説明を行う。

- (1) 気分が悪くなった時は、速やかに申し出てもらう。
- (2) 共用の施設、設備等は、他の利用者にも配慮し利用してもらう。
- (3) サービス提供時間外は、送迎サービスを提供できない場合がある。

### **(その他運営についての重要事項)**

第 24 条 事業所は、生活相談員等の能力向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 6 ヶ月以内 |
| (2) 継続研修  | 年 1 回程度    |

- 2 事業所は、通所介護及び介護予防通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間は保存するものとする。
- 3 事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じます。事業所が新たに採用した従業員（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後 1 年間の猶予期間中に研修を受講させるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、「有限会社福祉の里の役員と「事業所の管理者との協議により定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 8 月 1 日改訂

令和 6 年 9 月 1 日改訂

令和 7 年 5 月 1 日改訂